

平成28年(ワ)第468号, 平成29年(ワ)第212号

原告 小坂正則 外

被告 四国電力株式会社

平成29年9月29日

大分地方裁判所

民事第1部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳田靖之

同 岡村正淳

同 河合弘之
外

準備書面(2)

1 はじめに

- (1) 本準備書面では, 本件差止請求の可否に関する法的判断の枠組みについて, 原告らの主張を明らかにする。
- (2) この点に関しては, 川内原発稼働等差止仮処分申立事件における福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定がなされており, 唯一の高裁における判断であるとして, 伊方原発に関する広島地裁平成29年3月30日決定及び松山地裁平成29年7月21日決定がいずれもこれを援用しているところであるので, 本準備書面においては, 同高裁支部決定の判断枠組みを批判することを通して, 原告らの主張を明らかにしていくこととする。

2 福岡高裁宮崎支部決定の判断要旨とその特徴

(1) 同高裁決定の要旨について

ア 同高裁決定は、先ず、原発事故による「被侵害利益が生命、身体という各人の人格の本質的な価値に係るものであり、本件原子炉施設の安全性の欠如に起因する放射線被曝という侵害行為の態様、当該侵害行為によって受ける原告人らの被害の重大さ及び深刻さに鑑みると、……人格権に基づく妨害予防請求としての本件原子炉施設の運転の差止請求が認められるためには、本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあり、その運転に起因する放射線被曝により、原告人らの生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存在することをもって足りる」（同高裁決定第4. 1. (1)第6段落）と判示したうえで、原発の公共性、公益上の必要性は考慮要素とはならないこと、適切且つ実効的な避難計画の策定は、差止要件の充足を阻害する要素とはならないことを明らかにしている。

イ そのうえで、同決定は、差止請求の要件としての具体的危険の程度、つまり当該原発が確保すべき安全性については、「我が国の社会がどの程度の水準のものであれば容認するか、換言すれば、どの程度の危険性であれば容認するかという観点、すなわち、社会通念を基準として判断するほかはない」（同高裁決定第4. 1. (2)最終段落）とする（以下、これを「社会通念基準論」という。）。

ウ 次に、同決定は、東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原発における事故後に改正された原子炉等規制法は、「最新の科学技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるもの（以下「合理的予想規模想定論」という。）と解されるのであって、……このような本件改正後の原子炉等規制法の規制の在り方には、我が国の自然災害に対する発電用原子炉施設等の安全性についての社会通念が反映しているといえることができる」（同高裁決定第4. 1. (3)第9段落）とする。

エ 最後に、同決定は、具体的危険性の主張（疎明）責任に関して、「発電用原子炉施設が……原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準に適合する旨の判断が原子力規制委員会により示されている場合には」、事業者は、その発電用原子炉施設の運転等によって、周辺に居住する者らの生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的危険性が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、疎明することに代えて、「当該具体的な審査基準に不合理な点のないこと及び当該発電用原子炉施設が当該具体的な審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠陥がないことを相当の根拠、資料に基づき、主張、立証」すれば足りるとの判断を示している（同高裁決定第4. 1. (4)第5段落）。

2 同決定の特徴について

以上に要約した同決定には、次の3点に特徴がある。

第1の特徴は、発電用原子炉施設が確保すべき安全性の程度を「社会通念」を基準として判断するとしていることである。

第2の特徴は、その社会通念が求めている安全性の程度を「合理的に予測される規模の自然災害を想定した」安全性で足りるとすることである。

第3の特徴は、改正後の原子炉等規制法による規制基準を社会通念を反映したものであるとしたうえで、その故に、同規制基準に適合していると判断された場合には、事業者側は、その基準や適合判断に不合理な点がないこと等を主張・立証すれば足りるとすることである。

3 福岡高裁宮崎支部決定の誤りについて

(1) 社会通念基準論の誤り

ア 同決定の最大の特徴は、原発が確保すべき安全性の程度を判断する基準として、「社会通念」を採用した点にある。

しかしながら、このような判断枠組みの設定は、全くの誤りである。

その根拠は、以下に述べるとおりである。

イ 第1の問題は、「社会通念」なる概念自体が、法的判断の基準として、あまりにも抽象的且つあいまいだということである。

先ず、「社会」とは、一体どのような範囲を画する概念なのかが全く不明である。

同決定は、「我が国の社会」と表現しているが、国民とは、どのように異なるのか、その「社会」には、国（政府）や電力会社も含まれるのか、その「社会」においては、原発周辺の地域社会とそれ以外の「社会」とを区別するのか、あるいは区別しないで包括的な社会なのか、全く明らかではない。

更に、「通念」なる概念に至っては、およそ法的規範足り得ないと酷評するしかない。

蓋し、「通念」とは、国語辞典的には、「一般に共通した考え」と訳されているけれども、このような通念なるものは、あまりに抽象的であるだけに、時代により変遷し、地域によって著しく相違するものであって、法的判断の基準足り得ないと言う外はないからである。

例えば、原発の安全性に関する「社会通念」と言っても、福島第一原子力発電所の事故以前と以後においては社会通念は著しく相違しているし、以後においても、直後と10年後とでは、大きく変遷しているのであり、また、原発周辺地域とそれ以外の地域とでは、通念なるものも大きく相違するのであって、判断基準となるような固定的な内容を措定することは、事実上不可能だからである。

ウ 第2のより重要な問題は、憲法13条が保障するところの生命、健康を侵害されることなく、平穩に生活する権利が侵害されることを許容しうるかどうかを判断する基準として、「社会通念」を用いることは、絶対的に許されないということである。

このことは、同じく憲法13条違反が問題とされたハンセン病隔離政策の

場合を想起すれば明らかであり、誤ったハンセン病政策によって、ハンセン病患者は、療養所に隔離されるべきであるとの「社会通念」が形成され、そうした「社会通念」に支持されたが故に、わが国のハンセン病隔離政策は89年もの長きにわたって継続することが可能になったのである。

本件訴訟における原告らの被侵害利益は、同決定のいう「生命、身体という各人の人格の本質的な価値に係るもの」であり、このような基本的人権の侵害が、どのような場合に許容されるのかの判断は、すぐれて憲法及び国際人権法に裏打ちされた、法的判断であって、「社会通念」なるものが、判断基準となる余地はないというべきである。

(2) 合理的予想規模想定論を「社会通念」であるとする誤りについて

ア 同決定は、改正原子炉等規制法は、「最新の科学技術的知見を踏まえて、合理的に予想される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるものと解される」としたうえで、これが、「我が国の自然災害に対する発電用原子炉施設の安全性についての社会通念を反映している」と判示している。

こうした判示は、次の2つから構成されている。

1つは、合理的予想規模想定論が社会通念であるという前提であり、もう1つは、改正原子炉等規制法の趣旨は、こうした社会通念を反映したものだという認定である。

しかしながら、このような判断は、以下に述べるとおり、全く証拠の裏付けのない非論理的、非科学的な独断にすぎない。

イ 第1に、「我が国の発電用原子炉の安全性についての社会通念」が、何故に合理的に予想される規模の自然災害を想定したものにとどまるのかについての根拠が全く示されていないということである。

同決定では、「どのような事象が生じてても発電用原子炉施設から放射性物質が周辺環境に放出されることのない安全性を確保することは、少なくとも

も現在の科学技術水準をもってしては不可能というべきであって、想定される事象の水準（レベル）をいかに高く設定し、当該事象に対する安全性の確保を図ったとしても、想定される水準（レベル）を超える事象は不可避免的に生起する」（同決定第4. 1. (2)第1段落）ことが指摘されているが、こうした認識からは、

- ① だから原発はすべて廃止すべきだ
- ② それでも可能な限り想定される事象のレベルを高く設定すべきだ
- ③ 合理的に予想される規模を想定すれば足りる

といった多様の選択肢が論理的に導かれるはずである。

ところが、同決定は、これらの選択肢から、確たる理由も示すことなく、③のみを「我が国の社会通念」と断定するのであって、その論旨は全く非論理的である。

ウ 第2に、同決定の論旨は、最高裁判例や耐震設計審査指針に違反し、更には、ダムの耐震性能に関する国土交通省の照査指針にも反しているということである。

即ち、伊方原発行政訴訟に関する最判平成4年10月29日は、原子炉設置許可の基準が定められた趣旨について、事故が発生した場合の深刻な災害のおそれに鑑みて、「右災害が万一にも起こらないようにするため……申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門的技術の見地から、十分な審査を行わせることにある」と判示しているのであって、合理的に予想される規模の災害を想定すれば足りるとする同決定は、同判例に明らかに反している。

特に、福島第一原発事故以前に出された同判例が、このような「万一にも起こらない」ことを求めていることの意味は、同事故を経た現時点においては、より厳密に解釈されるべきであって、同決定の論旨は、同判例に著しく違背するものと言うべきである。

また、同決定も引用している昭和53年9月29日付旧耐震設計指針においては、基準地震動（S1）（S2）をもたらす地震としては、「最も影響の大きいものを想定する」、つまり、想定される最大規模の地震に備えるべきことを明記しているのであり、こうした設計指針は、その後も全く変更されていない。

この点においても、合理的に予想される規模の災害に備えれば足りるとする同決定は、全く独自のものと言う外はない。

更に、ダムの耐震性能に関して、国土交通省河川局が平成17年3月に公表した照査指針（追而、書証として提出する）では、「構造物の耐震性能は、現在から将来にわたって、当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動として定義されたレベル2地震動を設定して照査する」こととされている。

こうしたダムに関する耐震性能に関して設定された基準に照らしても、合理的に想定される規模に備えれば足りるとする同決定の論旨は、著しく後退したものである。

このような「万が一」原則をとる最高裁判例や、予想される最大規模の地震に備えることを求める耐震設計指針等の存在は、「合理的に予想される規模の自然災害を想定」すれば足りるとするのが「我が国の社会通念」であるとする同決定が全く破綻していることを示している。

エ 第3に、同決定の論旨は、原発の安全性に関する国民世論を大きく相反しているということである。

即ち、同決定のいう「社会通念」と世論との関係は、必ずしも明らかではないが、「社会通念」という以上、世論の動向とは無関係でありえないところ、福島第一原子力発電所の事故以後の、各種の世論調査では、原発について、直ちに廃止すべきとの声といずれは廃止すべきとの声が常に50%を超え、これらの意見は、操業される原発の安全性について、「合理的に予想される最大規模の自然災害を想定」した安全性で足りるとするものではないの

であって、同決定の論旨は、「社会通念」なる判断基準を示しながら、国民世論の動向と著しく乖離していることが明らかである。

(3) 改正原子炉等規制法の目的及び趣旨を「合理的予想規模想定論」であるとすることの誤りについて

ア 前述のとおり同決定は、改正原子炉等規制法の目的及び趣旨を最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて合理的に予想される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるものと解している。

イ しかしながら、改正原子炉等規制法の目的及び趣旨をそのように限定的に解釈することは、明らかに誤りである。

蓋し、同決定も指摘するとおり、同法は、「科学的、技術的手法の限界を踏まえて、想定外の事象が発生して発電用原子炉施設の健全性が損なわれる事態が生じたとしても、放射性物質が周辺環境に放出されるような重大事故が生じないように、重大事故対策の強化を求めるものである」（同高裁決定第4. 1. (3)第8段落）と解されるからである。

このことは、同法の改正が、「今後、福島第一原発事故と同様な事故を発生させないこと」（伊方原発に関する松山地裁平成29年7月21日決定43頁）を目的としていることから明らかであり、同法第1条にいう「大規模な自然災害」とは、想定しうる最大規模の自然災害と解釈すべきことは、理の当然である。

ウ この点に関する福岡高裁宮崎支部決定や、これをそのまま引用する松山地裁決定等の誤りは、次の2点に要約することができる。

第1は、改正原子炉等規制法が福島第一原発事故の教訓を踏まえて、「想定外の事象」に対処することの重要性を念頭において改正されたものであることを看過しているということである。

第2は、原発に求められる安全性を判断するにあたって、

① どの程度の規模の自然災害を想定すべきかという問題

と

② 想定した災害に、どの程度まで対応することが求められるのかという
問題

という別々に判断すべき問題であることを看過しているということである。

①について、現時点における科学的知見から予想しうる最大規模の自然災害を想定しうることは、明らかであり、その具体的な知見については、基準地震動の策定に関して、原告らの準備書面(1)に詳述したとおりである。

後者に関しては、現時点における、科学的、専門技術的知見から導かれる最大限の対応が求められるというべきであり、対応しきれないのであれば、原発の運転は認められないということになるというべきである。

ところが、同決定等は、この後者に限界があるという認識から、前者つまり想定すべき自然災害の規模についても、「合理的に予想される」範囲で足りるとするものであって、まさに、本末転倒した論旨という外はない。

(4) 新規制基準及びこれに基づく伊方原発の適合性認定の評価に関する誤りに
ついて

この点については、追而準備書面を提出する。

4 小括

以上からすれば、原発が確保すべき安全性の程度に関しては、現時点での科学的、専門技術的知見によって予想される最大規模の自然災害を想定すべきであり、こうした想定に対応しえない原発について、その操業が認められる余地はないというべきである。

以上